

環廃対発第 1310162 号
平成 25 年 10 月 16 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

消費税率および地方消費税率の引上げに伴う
一般廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いについて（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）については、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号。以下「一部改正法」という。）」が平成 24 年 8 月 22 日に公布され、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の税率が、従来の 5 % から、平成 26 年 4 月に 8 % に引き上げられることとなる。

これに伴い、その取り扱いについては下記事項に配慮の上、貴管下市町村等に対し周知指導されたい。

また、平成 27 年 10 月には、消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）が 10 % に引き上げられる予定であるが、経済状況等を総合的に勘案した上で、一部改正法の施行の停止を含め所要の措置を講ずる旨を規定されていることに十分留意願いたい。

（一部改正法附則第 18 条）

なお、今回の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する必要性に鑑み、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）」が平成 25 年 6 月 12 日に公布され、平成 25 年 10 月 1 日から施行されたことから、その概要について、別添のとおり参考送付する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 各地方公共団体においては、平成 26 年 4 月 1 日から、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関し徴収する手数料等について、消費税率の引き上げがなされることを踏まえ、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう適切な対応を行うこと。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 7 条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第 6 項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第 12 項の規定を踏まえ、円滑かつ適正な転嫁が行われるよう留意すること。

2 当該手数料等の端数処理については、合理的かつ明確な方法により実施すること。

3 今回の消費税率の引上げに当たっては、円滑かつ適正な転嫁について、住民及び事業者の十分な理解を得るよう努めること。